

大牟田市地域経済循環創造事業補助金募集要項

1. 趣旨

本要項は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金（以下、「国交付金」という。）について、本市から申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を募集するにあたり、必要な事項等を定める。

2. 参加資格

申請事業の募集に参加する民間事業者等（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する、または設けようとする者で、将来にわたって事業継続する意思を有すること。
- (2) 事業者は、次に掲げる税のいずれについても滞納がないこと。
 - ア 市税（市町村税・特別区税）
 - イ 所得税又は法人税
- (3) 大牟田市暴力団排除条例（平成 22 年大牟田市条例第 9 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員と関係を有していないこと。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的としないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。

3. 対象事業

申請の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業を行うために、事業者が初期投資を行うものとする。

- (1) 申請事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 産官学金労言等の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であり、かつ、当該事業者にとって新規事業であること。
- (3) 国、地方公共団体又はその他機関が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと、もしくは受ける見込みがないこと。
- (4) 地域の人材、地域金融機関の資金、観光や産業資源などを活かした事業であること。
- (5) 先進的事業かつ地域での新規事業であること。
- (6) 地域の課題解決に資する事業であること。

- (7) 事業実施後は行政からの支援を必要とせず持続可能な事業であること。
 - (8) 地域の雇用や地域の産業への直接効果が創造される事業であること。
 - (9) 資金調達に際して地域金融機関の融資を受けること（補助金と同額以上の融資が必要）。
 - (10) 事業開始が補助金交付決定後であり翌年度内に完了する事業であること。
 - (11) 地域金融機関から、補助を受けようとする金額と同額以上の融資を受ける事業であり、当該融資は無担保の融資であること。
- なお、金融機関は経営者に対して補助事業者の連帯保証人になること（経営者保証）を求めてはならない。
- (12) 以上の各項目について、担当課と事前相談を行ったもの

ただし、以下のような事業については、原則として採択しない。

- (1) 本市のどのような地域課題の解決に資する事業なのか、説明できないもの
- (2) 単なる施設整備や事業拡大、支店開設など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業
- (3) 原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの

4. 対象地域

申請事業の対象となる地域は、大牟田まちなか再生未来ビジョンに掲げる「まちなかエリア」とする。ただし、「廃校」（校舎もしくは廃校跡地を含む。）を活用する事業については、「まちなかエリア」外であっても対象とする。

5. 対象経費および補助金の額等

ア. 対象経費

補助対象経費は、補助対象事業期間中に要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内 容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費

調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、民間事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。
-------	---

イ. 補助金の額

補助金の額は、対象経費の合計額から当該補助対象経費に充てるための金融機関の融資額及び補助対象事業を行う者の自己資金等その他資金の合計額を控除した額とし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、地域金融機関からの融資にあたっての考え方は、国の交付要綱による。

なお、補助金の額の上限額は以下のとおりとし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

- (1) 金融機関の融資額等が補助金と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円
- (2) 金融機関の融資額等が補助金の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
- (3) 金融機関の融資額等が補助金の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
- (4) 金融機関の融資額等が補助金の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

ウ. 事業化収益状況の報告

補助対象事業を行う者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年以内の間、毎会計年度終了後に、事業化収益状況を報告しなければならない。

6. 応募方法・募集期間

(1) 事前相談

本事業の制度趣旨に鑑み、本事業への応募に際しては、申請事業に係る担当部署への事前相談を必ず行うこと。事前相談がない申請については受け付けない。

(参考)

- ・新規創業・空き店舗活用に関する事業：産業振興課
- ・アーバンデザインセンターおおむたに関する事業、大牟田まちなか再生未来ビジョンに掲げる事業：まちなか活性化推進室
- ・農業振興・六次産業化に関する事業：農林水産課
- ・地域コミュニティの活性化に関する事業：地域コミュニティ推進課
- ・生涯学習・文化振興に関する事業：生涯学習課

(2) 提出書類

申請事業の選定に参加する事業者は、申請事業に係る部署へ事前相談の上、「(3) 提出期間」までに以下を提出しなければならない。

- ア 大牟田市地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)
- イ 実施計画書(指定様式)
- ウ 交付対象経費の根拠となる見積書
- エ 事業概要資料(指定様式)
- オ 申請事業の工程表(任意様式)
- カ 補助金事業の実施場所における登記事項証明書の写し
- キ 市税(市町村税・特別区税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税に滞納がないことを証明する納税証明書等一式
- ク 役員等名簿及び照会承諾書
- ケ 履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は確定申告書の写し)
- コ 定款、規約等
- サ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出期間

令和8年4月15日(水)～5月29日(金) 16時30分

(4) 提出方法

提出書類のデータを電子メールで送付すること。

※書類の提出は、令和8年5月20日(水)までに担当部署へ事前相談を行った上で行うこと。

(5) 提出先

大牟田市企画総務部総合政策課

E-mail : e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp

(6) 留意事項

- ア 提出書類は、申請事業の選定や国への申請に関する作業等以外に使用しない。
- イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。
- エ 提出書類は、選定に関する作業等に必要範囲において、複製することがある。

オ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、大牟田市情報公開条例(平成 15 年条例第 37 号)に基づき、提出書類を公開することがある。

7. 選定

(1) 選定方法

ア 大牟田市地域経済循環創造事業選定委員会の設置

本市が国交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした大牟田市地域経済循環創造事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

イ 審査方法

A) 審査は提出書類のみをもって行う。

B) 審査項目は、次のとおりとする。

- i 地域資源の活用(本市の地域資源を活用する事業であるか)
- ii 公共的な地域課題の解決(地域経済の循環、関係人口の増加等、本市の地域課題の解決につながる事業であるか。)
- iii 事業の新規性(事業者にとって新規事業の立ち上げであるか。)
- iv 事業のモデル性(市内で前例のない取組であり、同様の地域課題を抱える地方公共団体に対する高いモデル性のある事業であるか。)
- v 雇用計画(地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか)
- vi 事業の実現性(事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか)
- vii リスクに対する回避策(事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。)
- viii 事業戦略(交付対象事業完了後、投資の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。)
- ix 事業の収支計画(収支計画に妥当性はあるか。)

C) 採点手順

i 審査項目ごとに評価点を採点する。

なお、配点については評価項目 i は 10 点、i 以外は 5 点とする。

ii 審査項目のうち、全ての審査員が「1 点」を付けた項目がある者、又は、審査員の半数以上が「2 点」以下を付けた項目が 3 項目以上ある者は採択しない。

iii 各審査員の審査点の総和が満点の総和の 6 割に満たない場合は採択しない。

iv 上記 ii 又は iii に該当する事業者を除き、審査点の総和が高い事業者から順に採択を行う。

D) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対し、文書により選定結果を通知する。選定された者が辞退または失格となった場合は、次点の者（ただし、「C) 採点手順」の ii 又は iii で選定されなかった者を除く。）を選定する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、参加者に関する情報、他の企画提案に関する情報等に関する問い合わせは受け付けない。

8. スケジュール

期間	内容
令和8年4月15日(水)～5月20日(水)	事前相談の受付期間
令和8年4月15日(水)～5月29日(金)	提出書類の受付期間 ※事前相談の上で提出すること。
令和8年6月上旬(予定)	選定委員会の開催
令和8年6月中旬(予定)	選定結果を通知
令和8年6月上旬以降	本市及び総務省との調整期間
令和8年6月下旬(予定)	本市から総務省へ交付申請
令和8年8月(予定)	総務省からの交付決定通知
令和8年9月下旬(予定)	本市からの交付決定通知
令和8年9月下旬(交付決定後)	補助金事業の着手
令和9年3月末日または事業完了日から20日以内のうち早い日	本市へ補助金事業に係る実績報告

9. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、民間事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合

10. 留意事項

- (1) 計画内容は、原則、変更できないものとするが、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市と協議を行い、本市の承認を受けた上で変更するものとする。
- (2) 補助金額は、原則、増額できないものとする。

- (3) 提出にあたっては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び国交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。
- (4) 補助事業者の名称、所在地、代表者氏名、事業名その他取組内容及び成果については、地域資源を活かした先進的な事例として公表する。

11. 問い合わせ先

大牟田市企画総務部総合政策課

電話番号：0944-41-2501

E-mail：e-sougouseisaku01@city.omuta.fukuoka.jp